

ミニシタ
あぜみち通信

* * * * *

平成21年3月1日

99号

編集・発行：愛知県農業会議

◎ **農地法等の改正案が閣議決定されました**

昨年12月「農地改革プラン」を公表して、農地法及び関連法案の案分作成に取り組んでいた農林水産省は2月24日、農地法等の一部を改正する法律案を閣議決定しました。

食料供給の重要な生産基盤である農地について、転用規制の見直し等によりその確保を図るとともに、貸借に係る規制の見直しや利用集積を図る事業の創設等によりその有効利用を促進するための改正で、関連の農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、農業協同組合法などが改正されます。

また、貸借の規制を緩和して農地の有効利用を推進するため、相続税の納税猶予制度についても、所要の見直しが行われることとなっています。（別紙参照）

◎ **平成21年度の愛知県農林水産予算案が公表されました**

愛知県は、2月17日平成21年度の予算案を発表しました。

法人税等の大幅減収の中、県全体の予算は前年比1.1%増の2兆2,788億円、農林水産分野では前年比4.4%減の702億円弱。

この内農業関係では、山村地域鳥獣被害防止対策やL資金始め各種の融資事業の貸付枠91億円分の利子補給金、団塊世代定年就農支援などに91億6千万円弱が、畜産関係では自給飼料の生産振興対策、耕畜連携水田有効活用など4千万円弱が、また、農業基盤の整備は8.6%減の256億円強が計上された。

この他、食育の推進や食の安全・安心のための施策に重点を置きつつ、資材価格高騰への対応、22年3月開場予定の「愛知名港花き地方卸売市場（仮称）」の整備に対する支援なども講じられています。

なお、この予算案は2月19日に開会した2月定例県議会で審議されています。

◎ **「農の雇用事業」が実施されます**

平成20年度予算の第2次補正で「農の雇用事業」が予算化され、全国農業会議所が事業主体となって推進されることとなりました。

農業委員会系統組織としては、雇用対策に約40年、新規参入対策に約20年取り組んでおり、昨今の雇用情勢や農業法人等への就職の形で研修を希望する若者の期待に応えるため、積極的な対応をすることとなっています。

この事業は、これまでの「研修事業」とは一線を画した「雇用対策」として実施

されるもので、雇用契約に基づいて就農したものに対して研修を実施する雇用主に、最大で約116万円を支給するものです。

支援の内容

農業法人等が、就農希望者を雇用して、就労を通じて実践的な技術・経営研修を行なう場合、その取り組みに助成を行うもの。

(全国で1,000人の雇用、最長12ヶ月、支援上限額 月97千円、事業期間21～22年度)

主な事業要件

①雇用者

農業を営む事業体であり、新規就農希望者と雇用契約を締結し、雇用保険等の社会保険に加入させること

②被雇用者

就農意欲を有し、本事業での研修終了後も継続して就農する意志がある者（新たに採用する者、採用されてから6か月未満の者）

この事業の支援を受けようとする雇用主は、各県の窓口「研修実施計画」を提出し、各県で「仮審査」と全国農業会議所の審査を受けることが必要。「研修実施計画」が適切に実施されているか、研修終了後も就農しているか等について各県農業会議の事後確認に協力するなどの要件が設定される予定。

財源関連法案が未成立のため正式な募集は行われていませんが、最新の情報については、<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/> をご覧下さい。

◎ 稲作経営者会議が東海農政局幹部と意見交換

稲作経営者会議は、2月23日名古屋市内で東海農政局幹部との懇談会を開催しました。懇談会には役員その他有志等28名と竹本三治東海農政局長始め13名が出席し、事務局からは局長以下4名が参加しました。

懇談会では「今後の米政策について」東海農政局生産経営流通部高橋農産課長及び星野食糧部長から、「農地改革プランについて」生産経営流通部構造改善課鈴木課長補佐から、「農の雇用事業について」経営支援課小池課長補佐から説明を受けた後、諸施策の整合について活発な意見交換が行われました。

1月5日付で就任された竹森東海農政局長も冒頭で「現在、国では新たな米政策のほか農地制度の改革などが様々な取り組みを行っております。是非、大規模稲作経営者の皆様から国の施策等について率直な意見等をいただき、今後の農業の発展につなげていきたい。」とご挨拶の後、休憩を挟んで2時間半の懇談会とその後の情報交換会の最後まで、熱心に会員の声に耳を傾けておられました。

◎ 都道府県農業会議事務局長会議が開催されました

都道府県農業会議事務局長会議が、2月3日参議院議員会館で開催されました。

①農業者・地域の声を反映させる農政活動の推進と国民理解の促進、②農用地の確保と利用集積、遊休農地解消など農地対策の強化、③担い手・人材の確保・養成と経営支援対策の推進、④情報の受発信活動の強化、⑤組織活動の検証と強化及び関係団体との連携—の5点を事業推進の重点事項とする平成21年度の事業計画が

示され、新しい「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けての意見集約、農業者年金加入促進は3カ年の最終年として精力的に推進を行う他、都市計画制度の見直しに合わせ「都市農業」のあり方や存続について積極的な対応をすることが確認されました。

また、農地制度（許認可事務等）の適正な執行の確保、基盤強化法27条の指導の徹底、遊休農地の発生防止に全力を上げるとともに、「農の雇用事業」、農業委員会系統組織・活動の検証・評価・公表の徹底にも取り組むこととされました。

また、「農地改革プラン」については、農用地の総量確保、これに向けての国の関与の強化、農地権利者の責務の明確化、要件緩和に対応した農業委員会の法的関与の強化等が盛り込まれる等、系統組織の意見集約を踏まえた提案が基本的には反映されたものの、企業の参入など規制緩和、下限面積の弾力化などに対する現場の不安・懸念の払拭のため、株式会社一般の所有権取得、耕作目的でない利用権取得等の阻止に引き続き遺漏のない対応を進めるが、そのためには、農業委員会系統組織も適正な事務実施の徹底が必要との認識の浸透を図ることこととなりました。

◎ 耕作放棄地対策検討会を開催

愛知県農業会議は、2月12日知多支部管内の農業委員会の会長・事務局関係者の参集を得て、耕作放棄地対策検討会を開催しました。

主催者を代表して知多支部長の神谷憲敏氏（知多市農業委員会会長）から「比較的耕作放棄地率の高い当地域の現状と課題、そして解消手法を前向きに検討するために開催した。是非有意義な場にしてほしい。」との挨拶の後、県農業振興課の三浦主任主査から愛知県内における耕作放棄地全体調査の実施状況等について説明を受けました。

その後の意見交換では、市内の4つの農業委員会地域協議会が事業主体となり耕作放棄地を借り入れて景観作物（菜の花）を栽培し、復元した後に担い手へ利用集積に結びつけている事例（大府市）、耕作放棄地全体調査の結果を踏まえて新たに市民農園を開設する準備を進めている事例（半田市）、農業委員会が試験的に展示ほ場を設けて緑肥作物（ヘアリーベッチ）を作付けし少なくとも隣地に迷惑をかける運動を進めている事例（東海市）など、日頃の取り組みの報告と課題についての活発な意見交換が行われました。

◎ 3市町に地域耕作放棄地対策協議会が設立されました

平成20年度予算の第1次補正により創設された耕作放棄地再生利用推進事業を活用しての対策を推進するため、1月下旬、豊橋市、新城市及び設楽町に地域耕作放棄地対策協議会が設立されました。

豊橋市では地域農政研究会、新城市では(財)農林公社しんしろ、設楽町では特定法人貸付事業の参加企業が参画するなど特色有る構成員での発足となりました。

何れの地域協議会も「耕作放棄地再生利用実施計画」を策定した上で、荒廃状況調査や事業検討会を行う他、再生実証試験又は土壌分析診断等に取り組むこととしておられます。

「愛知県耕作放棄地対策協議会」では、取り組みの状況を確認して耕作放棄地再生利用推進交付金を交付することとしています。

◎ 常任議員会議（２月）の審議状況

２月１６日に開催した常任議員会議では、農地法第４条に基づく転用事案１８件１１，３６１平方メートル、及び第５条に基づく転用事案１８７件１６９，８７３平方メートル、並びに農業振興地域の整備に関する法律に関する案件１件１，２３０平方メートルについて審議し、何れも原案通りですとすることが議決されました。

審議終了後は、「『農地改革プラン』を踏まえた今後の組織対応について」及び「農地等に係る相続税納税猶予制度改正等の概要について」説明しました。また、農地転用や農地基本台帳の整備に関する最近の新聞報道についても紹介して、農地行政事務の適正な執行について、各市町村農業委員会に注意喚起をしていることを伝えました。

◎ 常任議員による農地現地調査を実施

知事諮問に係る常任議員会議終了後、常任議員による農地現地調査を実施し、平成１９年度の常任議員会議に諮問され転用が許可された案件の事後調査を目的に津島市及び弥富市の現地に赴きました。

津島市の案件は、非補助融資による団体営土地改良事業に係る余剰地へ知的障害者施設を誘致したもので、木工・食品加工等の他園芸セラピィーも取り入れた就労支援を取り入れた施設で平成２０年１２月から入所者を受け入れていました。

弥富市の案件は、農協の展示場として利用されていた農地を、「総合支援センター」（平成２０年６月オープン）を建設するため転用したもので、隣接して設けられている営農センター、資材センター、農産物直売所及び農業塾の体験農園などとの一体的な利用がなされていました。

◎ 特定法人等農地利用調整緊急支援事業地方研修会が開催されました

全国農業会議所主催による特定法人等農地利用調整緊急支援事業地方研修会が、２月９日中村区で開催されました。

特定法人貸付事業は、今回の農地法等の改正で株式会社等にも貸借を認める前駆となった制度で、２０年９月現在全国で３２０件（県内では１０月に１件増加して９件）の取組事例があります。

NPO形式の長久手町の事例と株式会社形式の静岡県浜松市の事例が報告されましたが、４法人が取り組み５．２ヘクタールの農地がこの制度によって株式会社等に利用されている浜松市農林水産課からも、事業計画の審査や事後の確認など慎重な対応をしつつ取り組みを進めていることが報告されました。

◎ 全国結婚研究会議が開催されました

(財)日本青年館の主催による全国結婚研究会議「仕事・結婚支援を考える～若者と地域からのアプローチ～」が、２月２１日から２３日の３日間開催され、全国の２３都道府県から関係者１４７人（本県からは愛花協会員の結婚相談員等５人）が参加しました。

会議のPart 1では、シンポジウム「みんなで話そう、結婚への希望と不安」と題して、パネラーの独身男女各２人の報告と３グループに分れてのグループディスカッションが行われ、コメンテーターの板本洋子専門相談員が「若者たちはまず経

済的安定を優先し、結婚したくても踏み切れない状況を何とか打破する支援が必要である。」と纏められました。

Part 2では、「ワーキングプアが突きつけた若者の現実～雇用・生活・家族の危機から若者の未来を展望するため～」と題して、NHK解説委員の鎌田靖氏が特集番組のビデオを交えて講演されました。

Part 3では、シンポジウム「これからの結婚支援のあり方～若者の取組みと行政の施策～」と題して3事例の活動報告がありました。

Part 4では、相談員のための学習会として、結婚相談とマッチングのための個人情報はどこまで必要かについて茨城県、千曲市、富山県から現状報告があり、アドバイザーの棚村政行早稲田大学大学院法務研究科教授から「結婚相談活動と個人情報保護のためのガイドライン（試案）」について説明されました。

各地方自治体でも単に私的な結婚問題としてではなく、公的な少子化対策の一環として、その前段にある結婚支援への取り組みが必要な雰囲気になりつつあるようです。

◎ 農業委員会活動評価検討委員会を開催

本年度第2回の農業委員会活動評価検討委員会を、2月25日白壁庁舎において開催しました。

瀬戸市、碧南市及び美浜町農業委員会の会長及び事務局長等が出席し、各農業委員会から、農業委員会の体制や地域農業の概要、農地の利用集積に向けた活動、遊休農地の発生防止・解消に向けた活動、担い手の育成・確保に向けた取り組みなどについて報告を受けて、検討委員及び農業会議事務局も含めた意見交換を行いました。

取りまとめた結果は各農業委員会へお届けします。

◎ 愛知県経営構造対策推進協議会を開催

愛知県経営構造対策推進協議会を2月27日白壁庁舎において開催しました。

経営構造コンダクターによる経営確立指導調査など、平成20年度の経営構造対策推進事業実績見込みについて事務局から説明の後、経営構造対策事業の実施状況及び平成20年度成果について農業振興課から説明があり了承されました。

平成21年度に新規採択を希望している新規地区の概要について説明があり、新規就農やIターン就農者が中核となった事業計画に質疑応答が行われました。

愛知県農業会議が事務局となった愛知県経営構造対策推進協議会は平成20年度限りで終了し、21年度からは県（農業振興課及び農林水産事務所農政課）が中心となって、関係機関団体が協力する形で推進する方向で検討が進められていることが説明されました。

◎ 山下惣一氏を講師に地域活動推進支援研修会を開催します

3月27日午後1時半から開催します平成20年度第2回総会終了後に、担い手アクションサポート事業の一環として、農民作家の山下惣一氏を講師に迎えて地域活動推進支援研修会を開催します。

演題は「日本農業の将来について」です。多くの方のご参加をお待ちします。

◎ 愛花協だより（知事お祝いメッセージ、会長色紙贈呈）

大府市	加古充	伸さん	・	眞喜子	さん	（2月7日挙式）
大府市	武馬	総さん	・	優香里	さん	（2月11日挙式）
名古屋市	水野裕	之さん	・	亜紀子	さん	（2月14日挙式）
豊橋市	西崎圭	一さん	・	紗季	さん	（2月14日挙式）
豊橋市	田京大	典さん	・	えり子	さん	（2月14日挙式）
豊橋市	岩瀬広	繁さん	・	侑里	さん	（2月28日挙式）
田原市	彦坂紀	元さん	・	清美	さん	（2月28日挙式）

ご結婚おめでとうございます。一層のご活躍とご多幸を祈ります。

◎ 今後の主な行事予定

3月4日 農業委員会職員等研修会（名古屋市能楽堂）
3月5日 愛知県農家花嫁花婿対策連絡協議会幹事会（白壁庁舎）
3月6日 東海ブロック農業会議事務局長会議（静岡市）
3月11日 全国農業会議所総会（東京都）
3月16日 常任会議員会議（白壁庁舎）
3月16日 支部長会議・賛助団体会議会議（白壁庁舎）
3月17日 愛知県担い手育成総合支援協議会幹事会・アクションサポートチーム会議（白壁庁舎）
3月18日 新規就農企画会議・「農の雇用事業」担当国会議（白壁庁舎）
3月18日 女性農業委員特別研修会（水産会館）
3月24日 愛知県担い手育成総合支援協議会総会（白壁庁舎）
3月27日 平成20年度第2回総会（水産会館）
3月27日 地域活動推進支援研修会（水産会館）（総会終了後）
3月30日 JAグループ臨時総会（農林会館）
3月30日 農林公社総会（KKR名古屋）

あとがき

常任会議員石川政子さんのあいちアグリアワード受賞祝賀会と、前常任会議員甲村茂氏の叙勲祝賀会に参加させていただきました。

寿退社に当たっての「なんだ。百姓の嫁になるのか！」との上司の言葉を発憤材料として、農村女性の地位向上と明るく楽しい農業・農家の実現に努めて来られた石川さんは、「仲間とともに頑張ってきたが、そういった行動を許し応援してくれたお父さん（ご主人）のお蔭。お父さん有難う。石川政子はお父さんの作品です。」と、最大の支援者へ手放しの謝辞を述べられました。

一方、甲村茂氏は、「農は国の本なり」との新聞の連載記事にも取り上げられた、地域の経済発展と農業の近代化の接点の先頭に立って来られたご苦労とその苦労を共にした関係者への謝辞に多くの時間を割かれましたが、この年輩の男性の例に違わず、内助の功少なからずと拝察する奥様や家族への言葉は少なかったように思います。

男女共同参画が推進され女性の活躍が目立っていますが、家族への感謝の言葉を上手く口にするには、依然として男女間に大きな差があるようです。

友人達が皆、自分より素晴らしく思える今日この頃、愛知県花き温室園芸組合連合会では「フラワーウォーク（花を持って歩こう運動）」を展開中でもあるし、家内の誕生日にはバラの花束でも贈ってみようかな。

農地法等の一部を改正する法律案（概要）

平成21年2月
農林水産省

I 趣 旨

食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の見直し等によりその確保を図るとともに、農地の貸借についての規制の見直し、農地の利用集積を図る事業の創設等によりその有効利用を促進する。

なお、これらの農地制度の見直しを前提として、農地の相続税の納税猶予制度について、現行では自ら営農を行わない限り認められないものを一定の貸付けの場合にも適用する見直しを行うこととしている。

II 法案の内容

1 農地法の改正

(1) 法律の目的の見直し

- ① 農地法第1条の目的規定について、農地を耕作者みずからが所有することを最も適当であるとする考え方を、農地の効率的な利用を促進するとの考え方に改める。

（第1条関係）

- ② ①の見直しに併せ、農地について所有権、賃借権等の権利を有する者はその適正かつ効率的な利用を確保しなければならない旨の責務規定を新たに設ける。

（第2条の2関係）

(2) 農地転用規制の見直し

- ① 現行では国又は都道府県が病院、学校等の公共施設の設置の用に供するために行う農地転用については、許可不要とされているが、これを見直し、許可権者である都道府県知事等と協議を行う仕組みを設ける。

（第4条第1項第2号及び第5項並びに第5条第1項第1号及び第4項関係）

- ② 違反転用が行われた場合において、都道府県知事等による行政代執行制度を創設するとともに、違反転用に対する罰則を強化（罰金額の引き上げ）する。

（第51条第3項及び第67条関係）

- ③ 農地の農業上の利用を確保するために特に必要がある場合において、農林水産大臣は、都道府県知事に対し、農地転用許可事務の適切な執行を求めることができることとする。

（第59条関係）

(3) 農地の権利移動規制の見直し

農地の権利移動の規制について、農地の権利を取得しようとする者が、

- ・ 農地のすべてを効率的に利用すること
- ・ 個人の場合は農作業に常時従事すること
- ・ 法人の場合は農業生産法人であること

という現行の許可要件を引き続き原則とした上で、次のように見直す。

- ① 農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合には農業委員会は許可しないとの要件を新たに設ける。農業委員会のチェックを通じて、地域における農業の取組を阻害するような権利取得を排除する。

（第3条第2項第7号関係）

- ② 農地の貸借について、農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件を契約に付させることにより、農作業に常時従事すること（個人の場合）及び農業生産法人であること（法人の場合）の要件を課さないことができることとする。なお、契約による貸借の解除がなされない場合には許可を取り消すことにより、農地の適正な利用を担保する。

（第3条第3項及び第3条の2関係）

- ③ 農業生産法人について、農業生産法人は地域の農業者を中心とする法人であるとの基本的性格を維持した上で、出資制限を次のように見直す。

ア 農業生産法人の構成員については、法人に農地を貸している者等は議決権制限を受けないのに対して、これらの者と実態的に違いのない法人へ農作業を委託している者には議決権制限が課されている。この差を解消するため、法人へ農作業を委託している者についても、議決権制限を受けない構成員とする。

（第2条第3項第2号ホ関係）

イ 関連事業者の議決権を1事業者当たり1/10以下とする制限を廃止（ただし、最大で関連事業者の議決権の合計の上限（原則1/4）まで）するとともに、農業生産法人と連携して事業を実施する一定の関連事業者（農商工連携事業者等）が構成員である場合には、関連事業者の議決権の合計の上限を最大総議決権の1/2未満までとする。

（第2条第3項第2号関係）

- ④ 農地の権利取得に当たっての下限面積（原則50a以上）について、地域の実情に応じ農業委員会の判断でこれを引き下げられるようにする。

（第3条第2項第5号関係）

- ⑤ 相続等により許可を受けることなく農地の権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届け出なければならないものとする。

（第3条の3関係）

（4）遊休農地対策の強化

遊休農地対策については、遊休農地のうち地域の農業振興を図る観点から市町村が指定したものについて必要な措置を講ずるという現行の仕組みを、全ての遊休農地を対象とした仕組みに見直す（現行の農業経営基盤強化促進法に基づく仕組みを農地法に基づく仕組みとする）。

その際、農業者等が遊休農地がある旨を申し出ることができる仕組み、所有者が判明しない遊休農地についても利用を図る措置等を新たに設ける。

（第30条から第43条及び第44条関係）

（5）その他

- ① 小作地の所有制限及び小作地を国が強制的に買収する措置を廃止する。
② 農地の賃貸借の存続期間について、民法により20年以内とされているところを50年以内とする。

（第19条関係）

- ③ 国が自作農創設のために強制的に未墾地を買収し、農家に開墾させる制度、標準小作料制度等を廃止する。
④ 「小作地」、「小作農」等の用語の見直しを行う。

2 農業経営基盤強化促進法の改正

（1）農地利用集積円滑化事業の創設

農地を面的にまとめることにより効率的に利用できるようにするため、市町村、市町村公社、農業協同組合等が、農地の所有者の委任を受けて、その者を代理して農地の貸付け等を行うこと等を内容とする農地利用集積円滑化事業を創設する。（現行の農地保有合理化のための転貸事業等もこの事業として実施できることとする。）

なお、貸付け等の実施に当たっては、農用地利用集積計画（注）の仕組みを活用する。

（第4条第3項、第6条第2項第5号及び第11条の9から第11条の13まで関係）

（注）農用地利用集積計画：市町村が、複数の農地の権利移動について一括して定める計画を作成・公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組み。なお、これにより設定・移転された貸借権等は、法定更新が適用されず、存続期間の満了により農地は確実に返還されることとなる。

（2）農用地利用集積計画の策定の円滑化。

複数の者により共有されている農地について、5年を超えない利用権の設定を内容とする農用地利用集積計画を策定する場合には、共有者全員の同意ではなく共有持分の2分の1を超える同意でよいこととする。

（第18条第3項第3号関係）

（3）特定農業法人の範囲の拡大

関係者の合意に基づき、担い手がない地域における農地の引き受け手として位置づけられる特定農業法人の範囲について、農地の貸借の規制の見直しに伴い、農業生産法人以外の法人にも拡大する。

（第23条第4項関係）

（4）その他

農地法において農地の権利移動規制を見直すことに伴い、特定法人貸付事業を廃止する等所要の規定を整備する。

3 農業振興地域の整備に関する法律の改正

（1）農用地面積の目標の達成に向けた仕組みの整備

都道府県知事が農業振興地域整備基本方針において定める農用地面積の目標の達成状況について、都道府県知事は農林水産大臣に報告し、農林水産大臣は、これを取りまとめ、公表するとともに、目標の達成状況が著しく不十分な都道府県知事に対し、農林水産大臣は必要な措置を講じるよう求めることができることとする。

（第3条の2第2項、第4条第2項、第5条の2及び第5条の3関係）

（2）農用地区域からの除外の厳格化

農用地区域内の農用地について、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼすおそれがある場合には、同区域からの除外を行うことができないこととする。

（第13条第2項関係）

4 農業協同組合法の改正

農地の貸借の規制の見直しに伴い、農業協同組合（連合会を含む。）が、総会における特別議決等の手続きを経た上で、農地の農業上の利用の増進を図るため、自ら、農地の貸借により農業経営の事業を行うことを可能とする。

（第11条の31関係）

5 その他

この法律の施行後5年を目途として、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、農地転用許可事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（附則第19条関係）

III 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲で政令で定める日

（附則第1条関係）

農地法等の一部を改正する法律案の概要

< 農地制度の見直し >

(農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、農業協同組合法)

農地面積の減少を抑制する等により農地を確保

農地転用規制の厳格化 農用地区域内農地の確保

農地転用許可対象の拡大(病院、学校等の公共施設の設置)

違反転用に対する罰則の強化

都道府県が行う2ha以下の転用許可事務の適切な処理の要求

農用地区域からの除外の厳格化

都道府県に対する農用地区域内農地の確保に向けた措置の要求

今回措置する農地確保施策の実施状況を踏まえ、5年後を目途に国と地方公共団体との適切な役割分担について検討

制度の基本を「所有」から「利用」に再構築

農地の権利を有する者の責務の明確化

農地の権利を有する者は、農地を適正かつ効率的に利用する責務を有する旨法律上明確に位置付け

農地を利用する者の確保・拡大

農地を適正に利用する者の確保・拡大を図るため、貸借に係る規制を見直し 等

農地の面的集積の促進

公的な信用力のある機関が、多数の農地所有者から農地の貸付等についての委任を受け、農地の利用者へ面的にまとまった形で貸付を行う仕組みを導入

遊休農地対策の強化

全ての遊休農地を対象に対策が講じられるようにする等有効利用を徹底する仕組みへ見直し

< 農地税制の見直し >

農地制度の見直しを前提として、

農地の相続税の納税猶予制度を見直し

(農地を貸すと打ち切りになった納税猶予を、他の人に貸した場合でも適用を受けられるように)

< 農業委員会の適切な事務執行 >

農地制度においては、農業委員会が重要な役割を果たしていることから、今回の見直しにあわせて、その事務が的確に実施されることを確保

農業生産・経営が展開される基礎的な資源としての農地を確保し、その有効利用を図っていく必要

穀物価格の高騰や輸入食料品の安全性への不安

食料の多くを海外に依存している我が国においては、国内の食料供給力を強化する必要

水田等を最大限に活用する対策等を一層促進

我が国の農地面積はピーク時の約7割の水準にまで減少

拍車

農地転用期待

↑↓

農業生産による収益水準を上回る農地価格

拍車

十分に進まない集積・規模拡大

規模拡大しても農地が分散錯圃

耕作放棄の増加

農業従事者の減少

転用期待の抑制

国内の食料生産の増大を通じ国民に対する食料の安定供給を確保

貸借等による利用の促進